

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年3月19日（木曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 零時13分 散会

付託事件

議案第2号, 議案第3号, 議案第4号, 議案第5号, 議案第6号, 議案第7号, 議案第8号, 議案第9号, 議案第10号, 議案第11号, 議案第12号, 議案第13号, 議案第14号, 議案第15号, 議案第16号, 議案第17号, 議案第18号, 議案第19号, 議案第20号, 議案第21号, 議案第22号, 議案第23号, 議案第24号, 議案第25号, 議案第26号, 議案第27号, 議案第28号, 議案第29号, 議案第30号, 議案第42号, 議案第47号, 議案第48号, 議案第50号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分, 第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分, 議案第51号, 議案第57号, 議案第58号, 議案第59号, 議案第60号, 議案第63号, 議案第67号中第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款及び第10款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 2号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例
- ② 議案第 3号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例
- ③ 議案第 4号 水戸市障害者支援施設基準条例
- ④ 議案第 5号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例
- ⑤ 議案第 6号 水戸市地域活動支援センター基準条例
- ⑥ 議案第 7号 水戸市福祉ホーム基準条例
- ⑦ 議案第 8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例
- ⑧ 議案第 9号 水戸市軽費老人ホーム基準条例
- ⑨ 議案第10号 水戸市養護老人ホーム基準条例
- ⑩ 議案第11号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例
- ⑪ 議案第12号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例
- ⑫ 議案第13号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例
- ⑬ 議案第14号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例
- ⑭ 議案第15号 水戸市介護老人保健施設基準条例
- ⑮ 議案第16号 水戸市介護医療院基準条例
- ⑯ 議案第17号 水戸市児童福祉施設基準条例
- ⑰ 議案第18号 水戸市婦人保護施設基準条例

- ⑮ 議案第19号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例
- ⑯ 議案第20号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑰ 議案第21号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例
- ⑱ 議案第22号 水戸市無料低額宿泊所基準条例
- ⑳ 議案第23号 水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定める条例
- ㉑ 議案第24号 水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例
- ㉒ 議案第25号 水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例
- ㉓ 議案第26号 水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例
- ㉔ 議案第27号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例
- ㉕ 議案第28号 水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例
- ㉖ 議案第29号 水戸市一般と畜場の構造設備を定める条例
- ㉗ 議案第30号 水戸市女性相談員条例を廃止する条例
- ㉘ 議案第42号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ㉙ 議案第47号 水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- ㉚ 議案第48号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ㉛ 議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ㉜ 議案第51号 令和2年度水戸市国民健康保険会計予算
- ㉝ 議案第57号 令和2年度水戸市介護保険会計予算
- ㉞ 議案第58号 令和2年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ㉟ 議案第59号 令和2年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ㊱ 議案第60号 令和2年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算
- ㊲ 議案第63号 水戸市学校施設整備基金条例
- ㊳ 議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中第1表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務 所 長	大曾根明子君	保健福祉部 副部長兼 福祉事務 所 長	田中誠一君
保健福祉部 技 監	前田亨君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所 長	小林かおり君	保健所準備 課 長	小林秀一郎君
教育長 職務代理者 教育委員	東小川昌夫君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参 事	橋義孝君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君	教育委員会 事務局教育部 参事兼放課後 児童課長	菊池浩康君
総合教育研究 所 長	萩谷孝男君	学校管理課長	鎮目英俊君
学校保健給食 課 長	大和敦子君	学校施設課長	和田英嗣君
生涯学習課長	野澤昌永君	歴史文化財 課 長	白石嘉亮君
中央図書館長	松本崇君	総合教育 研究所副所長	小川佐栄子君

6 事務局職員出席者

議事課長	永井誠一君	書記	嘉成将大君
------	-------	----	-------

午前10時 1分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第2号ほか39件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、23日月曜日に質疑を行い、そして、24日火曜日に御意見を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第2号ほか39件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明を願います。

初めに、議案第2号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、令和2年第1回水戸市議会定例会議案書①の7ページをお開き願います。

市議会議案第2号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例につきまして、お手元に配付しております保健福祉部障害福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、障害福祉サービス事業の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を別表2のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表2の(1)から(12)までのとおりといたします。

それでは、ページを返していただきまして、2ページを御覧ください。

この条例で定めます障害福祉サービス事業は別表1にまとめてあるとおりでございます。1から7までそれぞれのサービスを記載してございます。

3ページを御覧ください。

国の基準省令を参酌しつつ、地域の実情に応じて独自に規定できるものにつきましては、水戸市が定める基準として規定をいたしております。

では、項目ごとに御説明をいたします。

(1)不適切な事業者の排除につきましては、基準省令につきましては規定はございませんが、水戸市が定

める基準といたしまして、水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではないこととすると規定をいたしております。

(2) 運営規定の項目につきましては、基準省令に加え、苦情・相談の窓口及び入退所についての基準を規定するものと定めております。

(3) 非常災害対策につきましては、基準省令に加えまして、①事業所の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的な計画の策定、②計画の定期的な見直し、③非常災害に備えた食料品等の備蓄、④非常災害に備えた地域との連携について規定をいたします。

(4) 記録文書の保存期限につきましては、整備する記録は、その完結の日から5年間保存することと規定をいたします。

(5) 記録の保管場所につきましては、基準省令に規定はございませんが、本市が行う帳簿書類の提出もしくは提示の命令等に対し、遅滞なく応じることができる場所に記録を保管することとすると規定をいたしません。

(6) 成年後見制度の活用の支援につきましては、基準省令に規定はございませんが、必要に応じて利用者の成年後見制度の活用を支援するよう努めることとすると規定をいたします。

(7) 口腔衛生の確保につきましては、基準省令に規定はございませんが、口腔衛生の確保の取組を行うよう努めることとすると規定をいたします。

(8) 勤務体制の記録につきましては、基準省令に加え、サービス事業所ごとに、職員の勤務体制を定め、記録することとすると規定をいたします。

5ページをお開き願います。

(9) 身体拘束等を行う場合の利用者・家族への説明につきましては、基準省令に加え、身体拘束等を行う場合は、利用者及び家族に対する説明をすることとすると規定をいたします。

(10) 住民への説明につきましては、基準省令に規定はございませんが、事業の開始に当たり、地域住民に対し、サービス提供の内容等についての説明を行い、理解を得るよう努めることとすると規定をいたします。

(11) 事故発生時の対応につきましては、基準省令に加えまして、事故発生時における本市への連絡は書面の提出によることとすると規定をいたします。

6ページをお開き願います。

(12) 建築物等の法令の適合につきましては、基準省令に加え、宿泊型自立訓練事業所の建物が建築物の敷地、構造または建築設備に関する法令に適合しているものであることとすると規定をいたします。

(13) その他の基準につきましては、基準省令のとおり規定をいたします。

恐れ入りますが、1ページへお戻り願います。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、9ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 この際、御報告いたします。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第3号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例について、執行部から説明願います。
平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、議案書①の29ページをお開き願います。

市議会議案第3号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例につきまして、お手元に配付しております保健福祉部障害福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業等の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を別表2のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表2の(1)から(15)までのとおりといたします。

それでは、ページを返していただきまして、2ページをお開き願います。

指定障害福祉サービス事業等を2ページ、3ページにかけての別表1にまとめてございます。全部で16のサービスが規定対象となります。

4ページをお開き願います。

国の基準省令を参酌しつつ、地域の実情に応じて独自に規定できるものにつきましては、水戸市が定める基準として規定をいたしております。

先ほどの水戸市障害福祉サービス事業基準条例で御説明いたしました内容に新たに加わる項目につきまして御説明をいたします。

(3)従業者との雇用契約につきましては、基準省令に規定はございませんが、従業者との雇用契約等の内容は書面で確認できることとすると規定をいたします。

(4)文書による契約につきましては、基準省令に加え、指定障害福祉サービスの提供に当たり、利用申込者の同意は、文書によることとすると規定をいたします。

5ページを御覧ください。

(5)保険外サービスの根拠の明示につきましては、基準省令に加え、事業者は、指定障害福祉サービスの提供に付随して提供するサービスの費用の額について、具体的な根拠を明示し、利用申込者の同意は文書によることとすると規定をいたします。

8ページをお開き願います。

(15)協力歯科医療機関の確保につきましては、協力歯科医療機関を定めることを義務づけることと規定をいたします。

恐れ入りますが、1ページへお戻り願います。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、13ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第4号 水戸市障害者支援施設基準条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、議案書①の99ページをお開き願います。

市議会議案第4号 水戸市障害者支援施設基準条例につきまして、お手元に配付しております保健福祉部障害福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき障害者支援施設の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自基準として定めるものは、別表(1)から(13)までのとおりといたします。水戸市が定める基準につきましては、これまで御説明いたしました条例から新たに加わる項目はございません。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、9ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第5号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、議案書①の115ページをお開き願います。

市議会議案第5号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例につきまして、お手元に配付しております保健福祉部障害福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき指定障害者支援施設等の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表(1)から(15)までのとおりといたします。水戸市が定める基準といたしまして、これまで御説明いたしました条例から新たに加わる項目はございません。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、9ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第6号 水戸市地域活動支援センター基準条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、議案書①の135ページをお開き願います。

市議会議案第6号 水戸市地域活動支援センター基準条例につきまして、お手元に配付しております保健

福祉部障害福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき地域活動支援センターの基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表(1)から(10)までのとおりといたします。水戸市が定める基準につきましては、これまで御説明いたしました条例から新たに加わる項目はございません。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、7ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第7号 水戸市福祉ホーム基準条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、議案書①の139ページをお開きください。

市議会議案第7号 水戸市福祉ホーム基準条例につきまして、お手元に配付しております保健福祉部障害福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき福祉ホームの基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表(1)から(11)までのとおりといたします。水戸市が定める基準につきましては、これまで御説明いたしました条例から新たに加わる項目はございません。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、7ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、議案書①の143ページをお開き願います。

市議会議案第8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例につきまして、お手元に配付しております保健福祉部障害福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、児童福祉法の規定に基づき指定通所支援事業等の基準を別表のとおり定めるものでございます。

ページを返していただきまして、2ページをお開き願います。

指定通所支援事業等を別表1にまとめてございます。1から5までサービスの種類がございます。児童に

関するサービスとなっております。

恐れ入りますが、1ページへお戻り願います。

2の主な制定内容でございますが、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を別表2のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものにつきましては、別表2の(1)から(12)までのとおりといたします。水戸市が定める基準といたしましては、これまで御説明いたしました条例から新たに加わる項目はございません。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、9ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第9号 水戸市軽費老人ホーム基準条例について、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 議案書①の173ページをお開き願います。

市議会議案第9号 水戸市軽費老人ホーム基準条例につきまして、高齢福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市への移行に伴い、軽費老人ホームの基準について必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、人員、設備及び運営に関する基準について、次ページの別表のとおり定めるものでございます。基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表の(1)から(12)のとおり定め、基準省令に従い定めるもの及び基準省令を標準として定めるものについては、(13)において当該基準省令のとおりとしております。

それでは、別表中、障害福祉課所管条例の説明と重複していない項目について御説明いたします。

(6)の事務室につきましては、省令にはございませんが、入所者へのサービス提供をする場所と明確に区画することとしております。

(10)の定員超過の報告につきましては、基準省令に加え、災害等やむを得ず定員超過になる場合には、速やかに市長に報告することとしております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

5ページに参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第10号 水戸市養護老人ホーム基準条例について、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 議案書①の183ページをお開き願います。

市議会議案第10号 水戸市養護老人ホーム基準条例につきまして、高齢福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市への移行に伴い、養護老人ホームの基準について必要な事項を定め

るものでございます。

2の主な制定内容につきましては、人員、設備及び運営に関する基準について、次ページの別表のとおり定めるものでございます。基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表の(1)から(14)のとおり定め、基準省令に従い定めるもの及び基準省令を標準として定めるものについては、(15)において当該基準省令のとおりとしております。

それでは、別表中、これまでの説明と重複していない項目について御説明いたします。

(7)の移動の円滑化につきましては、省令にはございませんが、円滑な移動に配慮するとともに、居室、静養室等が2階以上の階にある場合には、エレベーターを設けることを基本とし、傾斜路の設置等により利用者の移動に支障がないと市長が認めるときは、この限りでないとしております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

なお、5ページに参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第11号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例について、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 議案書①の195ページをお開き願います。

市議会議案第11号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例につきまして、高齢福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市への移行に伴い、特別養護老人ホームの基準について必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、人員、設備及び運営に関する基準について、次ページの別表のとおり定めるものでございます。基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表の(1)から(14)のとおり定め、基準省令に従い定めるもの及び基準省令を標準として定めるものにつきましては、(15)において当該基準省令のとおりとしております。

それでは、別表中、これまでの説明と重複していない項目について御説明いたします。

(6)食堂・機能訓練室につきましては、部屋の総面積から、調理台、洗面器等の設置面積を除いた上で、3平方メートルに入所定員を乗じた面積以上であることとするものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

なお、5ページに参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第12号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の221ページをお開き願います。

市議会議案第12号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例につきまして、介護保険課提出の参考資料

により御説明いたします。

初めに、1、制定理由につきましては、中核市移行に伴い、介護保険法の規定に基づき、指定居宅サービス事業等の基準を定めるものでございます。

次に、2、主な制定内容は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を3ページ以降の別表2のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものにつきましては、別表2の(1)から(22)までのとおりとなります。

3、施行期日は、令和2年4月1日でございます。

2ページをお開き願います。

別表1としまして、指定居宅サービスの内容につきまして、記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

別表2としまして、基準省令と水戸市が定める基準について記載してございます。介護サービスにつきましては、既に指定権限が県から移譲されております地域密着型サービスなどについて、本市独自の基準を設けておりますことから、中核市移行に伴い、移譲を受けるサービスにつきましても整合を図るため、同様の独自基準を適用するものでございます。

それでは、本日の説明の中で重複しない項目について御説明いたします。

まず、(1)地域の様々な団体・施設等との連携につきましては、基準省令に加え、連携するよう努めるべき対象に、地域包括支援センター、ボランティア団体等を規定いたします。

次に、ページを返していただきまして、4ページをお願いいたします。

(6)のトイレの仕様につきましては、国の基準省令に規定はございませんが、本市独自基準としまして、利用者の使用に適したものであることといたします。

説明に重複のない項目は以上でございます。

なお、13ページ以降に参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第13号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の307ページをお開き願います。

市議会議案第13号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例につきまして、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに、1、制定理由につきましては、中核市移行に伴い、介護保険法の規定に基づき、指定介護予防サービス事業等の基準を定めるものでございます。

次に、2、主な制定内容につきましては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を3ページ以降の別表2のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表2の(1)から(22)まで

のとおりでございます。

3, 施行期日は, 令和2年4月1日でございます。

2ページをお開き願います。

別表1としまして, 指定介護予防サービスのサービス内容について解説を記載してございます。

3ページをお願いいたします。

別表2といたしまして, 基準省令と水戸市が定める基準について記載しておりますが, これまでの説明の中で重複しない項目はございませんので, 説明を省略させていただきます。

なお, 13ページ以降に参照条文を記載してございますので, お目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に, 議案第14号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例について, 執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして, 議案書①の387ページをお開き願います。

市議会議案第14号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例につきまして, 介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに, 1, 制定理由につきましては, 中核市移行に伴い, 介護保険法の規定に基づき指定介護老人福祉施設の基準を定めるものでございます。

次に, 2, 主な制定内容につきましては, 指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準を次ページからの別表のとおり定めるものでございます。

なお, 基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは, 次ページからの別表の(1)から(19)までのとおりでございます。

3, 施行期日は, 令和2年4月1日でございます。

2ページをお願いいたします。

別表といたしまして, 基準省令と水戸市が定める基準について記載しておりますが, これまでの説明と重複いたしますので, 説明を省略させていただきます。

なお, 9ページ以降に参照条文を記載してございますので, お目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に, 議案第15号 水戸市介護老人保健施設基準条例について, 執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①の405ページをお願いいたします。

市議会議案第15号 水戸市介護老人保健施設基準条例につきまして, 介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに, 1, 制定理由につきましては, 中核市移行に伴い, 介護保険法の規定に基づき, 介護老人保健施設の基準を定めるものでございます。

次に, 2, 主な制定内容につきましては, 介護老人保健施設の人員, 設備及び運営に関する基準を次ペー

ジからの別表のとおり定めるものとさせていただきます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表の(1)から(20)までのとおりでございます。

3、施行期日は、令和2年4月1日でございます。

2ページをお願いいたします。

別表といたしまして、基準省令と水戸市が定める基準について記載しておりますが、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

なお、9ページ以降に参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第16号 水戸市介護医療院基準条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の425ページをお開き願います。

市議会議案第16号 水戸市介護医療院基準条例につきまして、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに、1、制定理由につきましては、中核市移行に伴い、介護保険法の規定に基づき、介護医療院の基準を定めるものとさせていただきます。

次に、2、主な制定内容につきましては、介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を次ページからの別表のとおり定めるものとさせていただきます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表(1)から(20)までのとおりでございます。

3、施行期日は、令和2年4月1日でございます。

2ページをお願いいたします。

別表といたしまして、基準省令と水戸市が定める基準について記載しておりますが、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

なお、9ページ以降に参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第17号 水戸市児童福祉施設基準条例について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、議案書①、445ページをお開き願います。

市議会議案第17号 水戸市児童福祉施設基準条例について、子ども課及び幼児教育課提出資料により御説明申し上げます。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、児童福祉施設のうち助産施設、母子生活支援施設及び保育所の基準について必要な事項を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、設備及び運営に関する基準を2ページからの別表のとおり定めるものです。

なお、基準省令に従い定めるもののほか、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものについて、別表(1)から(6)までのとおりといたします。

2ページをお開き願います。

これまでに説明いたしました項目と重複しないものにつきましては、2件でございます。

まず、(1)の最低基準と児童福祉施設につきましては、省令では、最低基準を超えて、常に設備、運営を向上させなければならないとするところ、県と同様に、努めなければならないとしております。その理由は、県における対象施設に対する考え方を踏襲するためでございます。

(6)の保育時間及び開園時間につきましては、保育所において、基準省令では、保育時間について規定しているところ、加えて、開園時間についても規定するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日は、令和2年4月1日です。

なお、5ページ以降に参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、議案第18号 水戸市婦人保護施設基準条例について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、議案書①、455ページをお開き願います。

市議会議案第18号 水戸市婦人保護施設基準条例について、子ども課提出資料により御説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、婦人保護施設の基準について必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、設備及び運営に関する基準について、基準省令に従い定めるもののほか、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものについて、別表(1)から(4)までのとおりといたします。

いずれもこれまでに説明申し上げた項目と重複しておりますので、説明は省かせていただきます。

3の施行期日は、令和2年4月1日です。

なお、5ページ、6ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、議案第19号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、市議会議案第19号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例につきまして、御説明いたします。

議案書①、461ページをお開きください。

説明につきましては、幼児教育課提出の議案第19号参考資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市移行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園を除く認定こども園の認定要件を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、認定こども園の認定要件につきましては、基準告示を参酌し定めるものと本市独自基準として定めるものがございますが、2ページ別表(1)から(4)が水戸市独自の内容となります。

中核市移行に伴い他の条例同様に定めるものにつきましては、説明を省略させていただきます。

2ページをお開きください。

(2)学級を編成する場合の職員の数でございますが、茨城県条例と同様、満3歳以上の子どもを見る職員の数が編成した学級数を下回る場合には、学級数に相当する数を職員の数といたします。

(3)施設の設備等において、基準告示に加え、茨城県条例同様、乳児室と匍匐室を一つの設備として設ける場合の面積につきましては、匍匐をしない満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、かつ、匍匐をする満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上といたします。

(4)計画の作成といたしまして、基準告示に加え、茨城県条例同様に、子育て支援事業及び管理運営に関する計画を作成することといたします。

1ページにお戻りいただき、3の施行期日は、令和2年4月1日といたします。

3ページ以降は参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

○鈴木委員長 次に、議案第20号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、議案書①、467ページをお開きください。

市議会議案第20号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御説明いたします。

説明につきましては、幼児教育課提出の議案第20号参考資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市移行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準につきましては、基準省令を参酌し定めるものとし、本市独自の基準として定めるものがございますが、2ページ別表(1)から(4)が水戸市独自の内容となります。

先ほど同様、中核市移行に伴い他の条例同様に定めるものにつきましては、説明を省略させていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

(2)位置及び設備に関する一般的基準でございますが、茨城県条例と基本的に同じでございますが、文言につきまして一部修正をかけておりますので、(2)として掲示しております。

(3)は園舎に備えるべき設備でございますが、基準省令に加えまして、茨城県条例同様に、乳児室と匍匐室を一つの設備として設ける場合の面積につきましては、匍匐をしない満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、かつ、匍匐をする満2歳未満の子どもにつき3.3平方メートル以上ということ

にしております。

(4)教育及び保育を行う期間等でございますが、基準省令に加えまして、開園時間を1日につき11時間とすることを原則とするものでございます。

1ページにお戻りいただき、施行期日につきましては、令和2年4月1日からいたします。

なお、4ページ以降には参照条文を記載していますので、後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第21号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例について、執行部から説明願います。

櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 議案書①の473ページを御覧ください。

水戸市議会議案第21号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例について、生活福祉課提出資料により御説明いたします。

初めに、1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、保護施設等の基準を定めるものでございます。

次に、2の主な制定内容につきましては、保護施設等の事業の設備及び運営に関する基準を次ページ以降の別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌して定めるもの及び本市の独自基準として定めるものについては、別表(1)から(19)までのとおりとします。

次に、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

ページを返していただきまして、2ページの別表、基準省令と水戸市が定める基準を御覧ください。

これまでの説明に含まれなかった項目のみ御説明させていただきます。

(5)事故防止対策につきましては、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めることとするものです。

(9)生活指導等につきましては、基準省令に加え、入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖その他適切な措置を講ずることとしており、茨城県と同じ内容でございます。

なお、これ以降に申し上げる項目についても、茨城県と同じ内容となっております。

(13)医療保護施設の運営につきましては、医療法その他医療に関する法令に基づき、適切な運営を行うこととするものです。

(14)社会福祉法に基づく授産施設の規模につきましては、20人以上の人員を利用させることができる規模を有することとするものです。

(15)設備の基準につきましては、①作業室から⑥事務室までの設備を設けることとするものでございます。

(16)職員の配置の基準につきましては、施設長、作業指導員を置くこととするものです。

(17)工賃の支払いにつきましては、利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払うこととするものです。

(18)自立指導につきましては、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行うこととするものです。

(19)衛生管理等につきましては、利用者の使用する設備、食器等、または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生やそれが蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めることとするものです。

次に、7ページ以降に参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第22号 水戸市無料低額宿泊所基準条例について、執行部から説明願います。
櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 議案書①の483ページを御覧ください。

市議会議案第22号 水戸市無料低額宿泊所基準条例について、生活福祉課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の制定理由につきましては、社会福祉法の改正により令和2年4月1日から、都道府県、政令指定都市及び中核市が無料低額宿泊所の基準を定めることとなるため、中核市移行に伴い、無料低額宿泊所の基準を定めるものでございます。

次に、2の主な制定内容につきましては、無料低額宿泊所の事業の設備及び運営に関する基準を次ページ以降の別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令に参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものについては、別表(1)から(10)までのとおりといたします。

次に、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

ページを返していただきまして、2ページの別表、基準省令と水戸市が定める基準を御覧ください。

これまでの説明に含まれなかった項目のみ御説明させていただきます。

(3)職員等の資格要件につきましては、基準省令に加え、無料低額宿泊所の職員、その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、水戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者であってはならないこととするものです。

(7)居室の床面積につきましては、一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上とするものです。

次に、5ページ以降に参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第23号 水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定める条例について、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 議案書①、493ページをお開きください。

市議会議案第23号 水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定める条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、診療所に関する事務を実施するため、医療法第18条の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、診療所における専属の薬剤師の配置基準について、第2条で規定して

おります。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日になっております。

議案書①の493ページを御覧ください。

第2条の示すとおり、薬剤師の配置が必要な診療所について、医師が常時3人以上勤務する診療所としており、県と同様となっております。

説明につきましては以上でございます。

資料の2ページに参照条文を載せておりますので、後ほどお目通しください。

○鈴木委員長 次に、議案第24号 水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例について、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 議案書①、495ページをお開きください。

市議会議案第24号 水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市への移行に伴い、食品衛生法第50条第2項の規定に基づき、営業施設の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を定めるものです。

2の主な制定内容としましては、営業施設が衛生上講ずべき措置基準について、第3条並びに別表第1及び別表第2に示しております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

議案書①、495ページを御覧ください。

第3条の衛生上講ずべき措置基準につきましては、危害分析・重要管理点方式、HACCPを用いる営業所については別表第1、用いない事業所については別表第2の基準を適用するという内容のもので、基準の内容については県と同様となっております。

なお、この条例につきましては、今後、令和2年6月1日に食品衛生法の一部が改正され、1年間の猶予期間を経て、令和3年6月1日から法律による措置基準が適用されることから、付則におきまして、法の一部改正に伴う経過措置と、本条例が令和3年5月31日をもって失効する旨の規定を行っております。

説明は以上でございます。

資料の2ページに参照条文を載せておりますので、後ほどお目通しください。

○鈴木委員長 次に、議案第25号 水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例について、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 議案書①、507ページをお開きください。

市議会議案第25号 水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市への移行に伴い、食品衛生法施行令第8条第1項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、食品衛生検査施設の設備に関する基準について第2条で、職員の配置に関する基準について第3条で規定しております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

議案書①、507ページを御覧ください。

第2条の検査を正確に実施するために必要となる設備基準として、第1号に必要となる部屋、第2号に検査機器類を、第3条には、職員の配置基準として、検査または試験に必要な職員を置くことと規定しております。規定等の内容につきましては、県と同様となっております。

説明は以上です。

資料の2ページに参照条文を載せておりますので、後ほど御覧ください。

○鈴木委員長 次に、議案第26号 水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例について、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 議案書①、509ページをお開きください。

市議会議案第26号 水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、興行場に関する事務を実施するため、興行場法第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づき、興行場の設置場所の基準等を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、興行場を設置する場所の基準について第3条に、構造上講ずべき設備の基準について第4条に、衛生上講ずべき措置の基準について第5条に、設置場所の基準の緩和等について第6条に規定しております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、本条例の規定につきましては、これまで県の条例に基づき行われてきた事務となっており、規定等の内容につきましては一部文言調整を行ったのみで、同様の内容となっております。

資料の2ページに参照条文を載せておりますので、後ほど御覧ください。

○鈴木委員長 次に、議案第27号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例について、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 議案書①、513ページをお開きください。

市議会議案第27号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、公衆浴場に関する事務を実施するため、公衆浴場法第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の配置及び営業者が講じなければならない措置の基準を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、(1)の普通公衆浴場の設置場所の配置基準について第3条で、(2)の普通公衆浴場の公衆衛生上の措置基準について第4条で、(3)の普通公衆浴場以外の公衆浴場の措置基準につ

いて第5条で、(4)の共通の措置基準について第6条で、(5)の衛生等の基準の特例について第7条に規定するものがございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、本条例の規定につきましては、これまで県の条例に基づき行われてきた事務となっており、規定等の内容につきましては一部文言等の調整を行ったのみで、同様の内容となっております。

資料の2ページに参照条文を載せておりますので、後ほどお目通しください。

○鈴木委員長 次に、議案第28号 水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例について、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 議案書①、519ページをお開きください。

市議会議案第28号 水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、クリーニング業に関する事務を実施するため、クリーニング業法第3条第3項第6号の規定に基づき、クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定めるものがございます。

2の主な制定内容につきましては、営業者が講ずべき衛生上の措置について第3条に規定するものです。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、本条例の規定につきましては、これまで県の条例に基づき行われた事務となっており、規定等の内容につきましては一部文言調整を行ったのみで、同様の内容となっております。

資料の2ページに参照条文を載せておりますので、後ほどお目通しください。

○鈴木委員長 次に、議案第29号 水戸市一般と畜場の構造設備を定める条例について、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 議案書①、521ページをお開きください。

市議会議案第29号 水戸市一般と畜場の構造設備を定める条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、屠畜場に関する事務を実施するため、と畜場法施行令第1条第11号の規定に基づき、一般屠畜場の構造設備を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、一般屠畜場の構造設備について第3条に規定しております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、本条例の規定につきましては、これまで県の条例に基づき行われた事務となっており、規定等の内容につきましては一部文言等の調整を行ったのみで、同様の内容となっております。

資料の2ページ以降に参照条文を載せておりますので、後ほどお目通しください。

○鈴木委員長 次に、議案第30号 水戸市女性相談員条例を廃止する条例について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、議案書①、523ページをお開き願います。

市議会議案第30号 水戸市女性相談員条例を廃止する条例について、子ども課の提出資料により御説明申し上げます。

1の廃止理由につきましては、本市における令和2年度からの会計年度任用職員制度の実施に伴い、女性相談員が、特別職非常勤職員から一般職の会計年度任用職員に移行することとなることから、水戸市女性相談員条例を廃止するものでございます。

2の施行期日は、令和2年4月1日です。

参考として、2ページに現行の条例を記載しておりますので、お目通し願います。

なお、女性相談員の業務内容等はこれまでと同様であり、別途規則に規定してまいる予定でございます。説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、議案第42号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①、635ページをお開き願います。

市議会議案第42号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりの一環といたしまして、子どもに係る医療福祉費の支給対象を拡充するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、15歳から18歳までの子どもに係る医療福祉費につきまして、現在の入院医療に加え、新たに外来などの入院以外の医療につきましても、本人、父もしくは母、または扶養義務者等の所得金額にかかわらず、市独自に支給対象とするものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年10月1日とするものでございます。

参考といたしまして、2ページ、3ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第47号 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 それでは、議案書①、645ページをお開きください。

市議会議案第47号 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきまして、幼児教育課提出の議案第47号参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、園児数の減少が顕著であり、令和2年度には5歳になる園児と新4歳の入園希望者がなく、令和2年度の園児数がゼロとなる五軒幼稚園につきまして、水戸市立幼稚園の再編方針に基づき園を廃止するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、資料2ページの新旧対照表、別表3の中の水戸市立五軒幼稚園の項目を削

除するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日といたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第48号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 それでは、議案書①、647ページをお開きください。

市議会議案第48号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、幼児教育課提出の議案第48号参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)といたしまして、新旧対照表8ページをお開き願います。

第13条第4項第3号の食事の提供に要する費用の取扱いの変更でございます。幼児教育・保育の無償化に伴いまして、これまで保育料に含まれておりました給食費について、事業者が保護者から徴収することができる費用に加えるものでございます。ただし、満3歳以上の教育・保育給付認定の子どものうち、低所得者世帯及び第3子以降の子どもに対する副食費や、保育料が無償とならない満3歳児未満の保育認定子どもに対する食費についてはそれを除きます。

1ページにお戻りいただき、(2)から(5)につきましては、特定地域型保育事業を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携について、認可基準における連携の要件が緩和されたことに伴う改正でございます。

まず、(2)でございますが、新旧対照表19ページをお開き願います。

特定教育・保育施設との連携で追加になる部分でございますが、第42条第2項及び第3項を追加いたします。特定地域型保育事業を行う者は、特定地域型保育事業者またはその職員の病気や休暇等により、特定地域型保育を提供することができない場合には、当該特定保育事業者に代わって、保育を継続的に提供する代替保育を行う事業所を連携施設として適切に確保しなければなりません。連携施設は保育所、幼稚園、認定こども園となっております。連携施設の確保が著しく困難な場合におきましては、小規模保育事業所も連携協力施設として追加できることになりました。

(3)でございますが、新旧対照表の20ページをお開き願います。

第42条第4項及び第5項を追加いたします。卒園後の受皿の確保になるところでございますが、特定地域型保育事業を行う者は、その卒園後の受皿を提供する保育所、幼稚園、または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければなりません。連携施設の確保が著しく困難な場合には、連携協力者として企業主導型保育施設、または認可外保育施設を確保することが義務づけられました。

(4)でございますが、新旧対照表の21ページをお開き願います。

第42条に第8項を追加いたしまして、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業につきましては、連携施設の確保を不要といたします。

(5)でございますが、新旧対照表の28ページをお開き願います。

付則といたしまして、連携施設に関する経過措置といたしまして、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年から10年に延長することとなります。

そのほかの改正といたしましては、子ども・子育て支援法の改正による文言の修正でございますが、主なものにつきましては、これまでの支給認定という表現を教育・保育支給認定とすることなどの文言の整理を行うものでございます。

資料1ページにお戻りいただき、3の施行期日につきましては、公布の日といたします。

4の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の経過措置といたしまして、2の(1)の食事の提供に要する費用の取扱いに関する改正部分につきましては、新運営基準の施行日である令和元年10月1日から1年以内は、新基準を当該市町村の条例で定める基準とみなすものとしております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、議案書①の663ページをお開き願います。

市議会議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算について御説明いたします。

内容につきましては②の説明書により御説明いたします。112、113ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、前年度比14.1%の減でございます。主な経費といたしましては、丸印3番目の社会福祉関係経費につきましては、地域福祉事業などに要する経費、5番目の民生委員経費につきましては、民生委員指導員の活動に対する助成などに要する経費でございます。

ページを返していただき、114、115ページをお開き願います。

丸印2番目の福祉ボランティア会館運営経費につきましては、施設の運営管理を行う指定管理者への委託料などでございます。

最下段の少子対策経費につきましては、結婚支援に係る経費、ページを返していただき、116、117ページをお開き願います。

丸印2番目の母子父子福祉対策費につきましては、中核市移行に伴う独り親世帯に対する支援に係る経費でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして、2目障害福祉費につきましては、対前年度比7.8%の増でございます。主な内容といたしましては、1段目の丸の障害者福祉経費は、障害者就労支援事業や生活介護事業の委託、福祉団体への助成等に要する経費、3段目の丸の障害者自立支援給付費につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付等に要する経費でございます。

ページを返していただきまして、118、119ページをお開き願います。

上から6段目の丸の総合福祉作業施設運営経費から8段目の丸、精神障害者社会復帰施設運営経費までにつきましては、指定管理に伴う施設の管理運営や業務委託に要する経費でございます。

最下段の障害者福祉施設整備事業費につきましては、既存の施設の耐震化及び防犯対策等に対する補助に要する経費でございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、3目高齢福祉費につきましては、前年度比13.3%の増となっております。主な内容といたしまして、3つ目の丸、高齢者生活支援経費のお出かけ安心保険事業に要する経費、ページを返していただきまして、120ページ、121ページをお開き願います。1つ目の丸、高齢者福祉施設経費の老人福祉センター等の維持管理運営等の経費及び高齢者福祉施設の開設準備等に対する補助金など、その下の丸、(仮称)西部いきいき交流センター建設事業費は、基本実施設計の委託料などとなっております。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、4目国民年金費は前年度比13.1%の増でございます。内容につきましては、国民年金事務に要する職員給与費及び事務経費でございます。

増額の主な要因といたしましては、職員給与費の増によるものでございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、5目老人ホーム費につきましては、前年度比1.2%の増となっております。主な内容といたしましては、開江老人ホームの管理運営費でございます。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、6目医療福祉費は、前年度比7.0%の増でございます。内容につきましては、医療福祉事務に要する職員給与費、事務費及び扶助費等でございます。

増額の主な理由といたしましては、10月から、15歳から18歳までの子どもに係る外来等への医療福祉費助成の実施による扶助費、職員給与費及び令和2年度から嘱託員が会計年度任用職員になりますが、その定数がこれまでより1名増となったことに伴いまして、報酬等が増額になったものでございます。

ページを返していただきまして、122、123ページをお開き願います。

7目後期高齢者医療費は、前年度比0.7%の増でございます。主な内容は、茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金、高齢者健康診査の業務委託料及び後期高齢者医療会計への繰出金でございます。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総経費につきましては、前年度比7.0%の増となっております。主な内容といたしましては、124、125ページをお開き願います。

3つ目の丸、子育て支援経費につきましては、市民センター子育て広場の事業に要する経費など、また、4つ目の丸の子育て支援・多世代交流センター運営経費は、「わんぱーく・みと」及び「はみんぐぱーく・みと」の指定管理による管理運営及び「はみんぐぱーく・みと」の駐車場整備に伴う経費、最下段の丸の障害児福祉経費は、障害児の放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業に要する経費などとなっております。

続きまして、126、127ページをお開き願います。

2目児童扶助費につきましては、前年度比6.0%の減となっております。主な内容といたしましては、児童手当、児童扶養手当及び遺児養育手当の支給に要する経費でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、3目保育所費でございます。

保育所費につきましては、前年度比2.2%の増でございます。主な内容につきましては、保育所運営管理に要する職員経費のほか、民間保育所や地域型保育事業所に対する施設型給付、民間保育施設整備事業に係る補助金等でございます。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 128ページ、129ページをお開き願います。

続きまして、4目放課後児童費につきましては、前年度比9.9%の増となっております。内容といたしましては、保護者が仕事などで留守家庭となる児童に対し、放課後等に安全で健やかな生活の場を提供する放課後児童健全育成事業に要する経費等でございます。

○野澤生涯学習課長 次に、5目青少年保護育成費につきましては、前年度比28.8%の減でございます。主な内容といたしましては、子ども会活動に要する経費、青少年相談員や青少年育成推進会議等、青少年健全育成に係る経費でございます。

○櫻井生活福祉課長 続きまして、130ページ、131ページをお開きください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、前年度比9.9%増となっております。主なものといたしましては、生活保護事務を執行する職員の給与及び会計年度任用職員の報酬や、事務執行に要する経費でございます。

続きまして、132ページ、133ページをお開きください。

2目生活保護扶助費につきましては、前年度比1.9%増となっております。主なものといたしましては、生活保護の生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等に要する経費でございます。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 続きまして、4項災害救助費、1目災害救助費のうち丸印2番目の災害援護費につきましては、災害時の被災者に対する見舞金や弔慰金に要する経費でございます。

○小林保健所準備課長 続きまして、第4款衛生費、1項保健所費につきましては、中核市移行に伴い、これまでの保健センターの予算に加え、新たに移行する保健所業務や動物愛護センターに関する予算について、132ページから143ページまで記載しております。

主な内容といたしまして、初めに、1目保健所管理費につきましては、職員、会計年度任用職員の給与費、保健所の運営管理に係る経費のほか、新たに衛生統計調査に係る経費等となっております。

続きまして、134ページ、135ページをお開きください。

2目医薬費につきましては、医療機関や薬局等の監視指導に係る経費のほか、医療機関、関係団体に対する補助や医師確保対策などの地域医療関係経費などとなっております。

続きまして、136ページ、137ページをお開きください。

3目保健衛生費につきましては、食品や環境衛生に係る事務的経費や、感染症や食中毒等の発生時の衛生検査に係る経費などを計上しているものでございます。

4目母子保健費につきましては、主な内容として、妊婦や乳幼児の健診や相談、支援など、母子保健事業の実施に要する経費のほか、新たに小児慢性特定疾病医療に係る経費などとなっております。

続きまして、138ページ、139ページをお開きください。

5目健康増進費につきましては、主な内容といたしまして、健康診査やがん検診の実施に要する経費、市民の健康づくりを推進する経費などとなっております。

6目保健予防費につきましては、主な内容として、予防接種の実施に要する経費、感染症の予防対策に要する経費、結核対策に要する経費や精神保健関係経費となっております。

続きまして、140ページ、141ページを御覧ください。

7目動物愛護センター費につきましては、動物愛護センターの運営管理に要する職員給与費や業務委託などの運営に係る経費のほか、動物愛護事業の推進に係る経費、狂犬病予防事業に要する経費などとなっております。

8目診療所費につきましては、水戸市休日夜間緊急診療所の運営に係る経費となっております。

説明は以上でございます。

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画長 続きまして、196、197ページをお開き願います。

第10款教育費について御説明をいたします。

1項教育総務費、1目教育委員会費につきましては、前年度比7.2%の減でございます。主な内容としたしましては、教育委員の報酬等に要する経費でございます。

続きまして、2目事務局費につきましては、対前年度比8.8%の増でございます。主な内容としたしましては、1つ目の丸から2つ目の丸までが、教育委員会事務局の運営管理に要する職員給与費などの人件費でございます。

また、ページを返していただきまして、199ページの2つ目の丸、私立学校助成費につきましては、私立の小中学校及び高等学校などに対する運営費補助でございます。その下の丸、学校保健管理費につきましては、就学時健康診断に要する経費や、学校での児童、生徒のけがなどに対する給付を行うため共済加入負担金などの経費でございます。

以上でございます。

○小川総合教育研究所副所長 続きまして、3目総合教育研究所費につきましては、目の整理を行い、これまでの学校教育指導費と統合したことから、前年度比163%の増となっております。主な内容としたしまして、総合教育研究所の職員給与費、また、全校に配置しております学力向上サポーターや英語指導助手などの会計年度任用職員に要する給与費のほか、ページを返していただきまして、200ページ、201ページをお開きください。

2つ目の丸、水戸スタイルの教育推進経費として、学力向上に向けた各施策やICT教育の推進、芸術館と連携した芸術教育、船中泊を伴う自然教室やいじめ防止のワークショップなど、特色ある水戸の教育の推進に要する経費のほか、中核市移行に伴う教職員研修及び教育相談に要する経費等でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、202ページ、203ページをお開き願います。

第10款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、前年度から0.5%の増でございます。主な経費としたしましては、小学校運営管理費に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費、各小学校の運営に要する需用費、委託料などでございます。

また、新規でタブレット整備に関する経費を教育用コンピューター経費に計上しております。

○鎮目学校管理課長 続きまして、204、205ページをお開き願います。

2目小学校教育振興費につきましては、前年度比2.2%の増でございます。主な内容としたしましては、

要保護及び準要保護児童に対する就学援助費の支給に要する経費でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、3目小学校建設費につきましては、前年度から25.7%の増でございます。主な増額理由といたしましては、205ページの1つ目の丸、小学校施設設備整備事業費について、トイレ洋式化工事を引き続き実施することに加えて、新規で笠原小学校増築事業2期及び吉沢小学校増築事業の実施設計委託料を計上しております。

また、3つ目の丸、笠原小学校校舎増築事業費（1期）の工事請負費、5つ目の丸、吉田小学校長寿命化改良事業費（2期）の工事請負費、6つ目の丸、酒門小学校長寿命化改良事業費（1期）の工事請負費、7つ目の丸、三の丸小学校屋内運動場長寿命化改良事業費の請負工事費について新規で計上しております。

続きまして、206ページ、207ページをお開きください。

3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、前年度から21.3%の減でございます。主な経費といたしましては、中学校運営管理に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費、各中学校の運営に要する需用費、委託料などでございます。

○鎮目学校管理課長 続きまして、2目中学校教育振興費につきましては、前年度比2.4%の減でございます。主な内容としましては、2つ目の丸、要保護及び準要保護生徒就学奨励費の支給に要する経費でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、208ページ、209ページをお開きください。

3目中学校建設費につきましては、前年度から27.3%の増でございます。主な増額理由といたしましては、トイレ洋式化の推進をはじめ、中学校に係る施設整備事業によるものでございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございますが、前年度比1.7%の増でございます。主な内容につきましては、公立幼稚園運営管理に要する職員給与のほか、幼稚園運営に関する需用費、施設の維持管理等に係る委託料に要する経費でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、210ページ、211ページをお開きください。

2目幼稚園建設費につきましては、前年度から75%の減でございます。主な減額理由といたしましては、工事請負費の減額などによるものでございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、3目私立幼稚園費につきましては、前年度比25.7%の増となっております。私立幼稚園に対する施設型給付に要する経費でございます。こちらの増の内容でございますが、保育の必要な2号認定の人数の増のためでございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、前年度比14.9%の増でございます。主な内容といたしましては、各種生涯学習講座などに要する経費、ヒカリモの生息調査など、文化財保護に要する経費、水戸城周辺歴史的建造物として水戸城二の丸角櫓、土堀や、二の丸角櫓への歩行者通路等の整備などに要する経費でございます。

○松本中央図書館長 続きまして、212、213ページをお開き願います。

2目図書館費につきましては、前年度0.2%の増でございます。主な内容でございますが、職員給与費をはじめ、市立図書館5館の指定管理委託料、資料購入、学校図書館支援に要する経費でございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、3目博物館費につきましては、前年度比11.0%の増でございます。

主な内容としたしましては、職員給与費や、ページを返していただきまして、214、215ページでございますが、特別展や企画展等の展覧会の開催に要する経費などがございます。

○野澤生涯学習課長 次に、4目青少年活動促進費につきましては、前年度比19.6%の増でございます。主な内容としたしましては、姉妹都市友好少年研修事業やちびっこ広場など、各種青少年関連事業への補助金等、青少年育成に資する活動経費、また、放課後等に子どもたちの居場所を確保し、様々な活動を実施する放課後子ども教室に要する経費でございます。

次に、216、217ページをお開きください。

5目少年自然の家費につきましては、前年度比5.8%の減でございます。主な内容としたしましては、職員給与費、少年自然の家の運営管理に関する経費でございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、対前年度比30.9%の減でございます。主な内容としたしましては、職員給与費や、ページを返していただきまして、218、219ページでございますが、大串貝塚ふれあい公園の運営費や、埋蔵文化財の発掘調査等に要する経費でございます。

○野澤生涯学習課長 次に、7目みと好文カレッジ費につきましては、前年度比11.1%の減でございます。主な内容としたしましては、職員給与費、生涯学習サポーター養成講座及び家庭教育支援事業に要する経費でございます。

○大和学校保健給食課長 続きまして、222ページ、223ページをお開き願います。

6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、前年度比1.2%の減でございます。主な内容としたしましては、学校給食共同調理場の職員、会計年度任用職員の給与費及び調理業務委託など、学校給食共同調理場の運営に関する経費でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、継続費の調書について御説明いたします。

議案書②の244ページ、245ページをお開きください。

第10款教育費、2項小学校費、2段目の笠原小学校校舎増築事業（1期）につきましては、令和2年度及び3年度の2か年継続事業として実施する予定でございます。総事業費は4億8,700万円、令和2年度の年割額は1億7,300万円で、総額に対する進捗率は35.5%を見込んでおります。

○小林保健センター所長 続きまして、246、247ページをお開き願います。

債務負担行為についてでございます。

4段目の医師修学資金貸与に係る債務負担、平成30年度分につきましては、令和元年度の貸与対象者に係る令和元年度から令和6年度まで、限度額を4,520万円として、債務負担を計上するものでございます。

5段目の医師修学資金貸与に係る債務負担、令和元年度分につきましては、令和2年度の貸与対象者に係る令和2年度から令和7年度まで、限度額を4,520万円として、債務負担を計上するものでございます。

6段目の医師修学資金貸与に係る債務負担、令和2年度分につきましては、令和3年度の貸与対象者を令和2年度中に決定する必要があることから、限度額を4,520万円、期間を令和8年度までとして、債務負担を計上するものでございます。

7段目の医療機関開設促進に係る債務負担につきましては、開設に係る補助の交付決定から医療機関の整備完了まで複数年かかることが見込まれることから、限度額を9,000万円、期間を令和10年度までとして債務負担を計上するものでございます。

○和田学校施設課長 続きまして、248ページ、249ページをお開き願います。

上から4段目の渡里小学校校長寿命化改良事業に伴う仮設校舎賃貸借に係る債務負担につきましては、長寿命化改良工事に先立って実施いたします仮設校舎の建設期間が複数年にわたることから、限度額を5億1,700万円、期間を令和2年度から4年度までといたしまして債務負担を計上するものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第51号 令和2年度水戸市国民健康保険会計予算について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①、673ページをお開き願います。

市議会議案第51号 令和2年度水戸市国民健康保険会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を前年度比4.0%減の224億5,700万円としております。内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

議案書②の256、257ページをお開き願います。

1款1項国民健康保険税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた国民健康保険税の収納額で、被保険者数の減少等により、前年度比6.1%の減となっております。

260ページ、261ページを御覧願います。

4款1項1目特定健康診査等負担金は、特定健康診査等の実績に応じて、国、県負担分を合わせて県から交付される負担金で、前年度比6.0%の減となっております。

4款2項1目保険給付費等交付金は、水戸市が支給した被保険者の医療費に係る保険者負担分等について県から交付される交付金で、被保険者数の減少等によりまして、医療費の減少により、前年度比1.8%の減となっております。

5款1項1目一般会計繰入金は、前年度比8.2%の減でございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する国保税軽減分などを公費で補填するものでございまして、その他の繰入金につきましては、職員給与費や事務費のほか、出産一時金などの財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

ページを返していただきまして、262、263ページを御覧願います。

7款1項延滞金・加算金及び過料は、国保税を滞納した場合の延滞金で、前年度比0.8%の減となっております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

266、267ページをお開き願います。

1款1項総務管理費は、前年度比4.8%の増となっております。主な内容といたしましては、管理事務

に要する職員給与費、会計年度任用職員給与、事務費及び国保連合会への負担金でございます。

2項徴税費は、前年度比5.0%の減でございます。主な内容といたしましては、国保税の課税事務に要する職員給与費及び事務費でございます。

続きまして、270ページ、271ページをお開き願います。

2款1項療養諸費は、前年度比2.9%の減となっております。内容といたしましては、医療機関等に支払う療養の給付費等ございまして、減額の主な要因といたしましては、被保険者数の減少等に伴いまして、医療費が減額になることによるものでございます。

2款2項出産育児諸費は、前年度と同額となっております。

ページを返していただきまして、272、273ページをお願いいたします。

2款4項高額療養諸費は、前年度比10.7%の増でございます。被保険者が高額な医療を受け、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合にその超えた額を支給するものでございます。

ページを返していただきまして、274、275ページを御覧願います。

3款1項医療給付費納付金、2項後期高齢者支援金等納付金及び、ページを返していただきまして、3項介護納付金納付金は、県に納付する国民健康保険事業納付金ございまして、前年度比14.0%の減でございます。減の主な要因といたしましては、県から示されました国庫事業費納付金が減額になったことによるものでございます。

5款1項1目特定健康診査等事業費は、前年度比3.5%の増となっております。主な内容といたしましては、医療保険者に義務づけられております特定健康診査及び特定保健指導の委託料等でございます。

ページを返していただきまして、278、279ページを御覧願います。

5款2項1目健康衛生普及費は、前年度比0.5%の増となっております。主な内容といたしましては、2つ目の丸、生活習慣病予防健診助成費として、人間ドック受診への補助金等でございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第57号 令和2年度水戸市介護保険会計予算について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、議案書①の693ページをお開き願います。

市議会議案第57号 令和2年度水戸市介護保険会計予算について御説明いたします。

令和2年度の介護保険会計の総額は、歳入歳出それぞれ241億8,500万円で、前年度予算に対して4.1%の増でございます。詳細につきましては、議案書②の令和2年度予算に関する説明書にて御説明いたします。

②説明書の386、387ページをお開き願います。

初めに、歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料につきましては、前年度比1.9%の減で、65歳以上の方である第1号被保険者7万1,806人からの納付を見込んでございます。

次に、ページ一番下の欄、3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、前年度比4.6%の増で、

介護給付費のうち居宅給付費の20%、また、施設給付費の15%を国の法定負担分として見込むものでございます。

ページを返していただきまして、388、389ページをお願いいたします。

2項国庫補助金につきましては、前年度比4.8%の増で、1目調整交付金は保険給付費の5%相当額を、2目地域支援事業費交付金につきましては介護予防事業費の25%、包括的支援・任意事業費の38.5%を国の法定負担分として見込むものでございます。また、3目保険者機能強化推進交付金につきましては、保険者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するために平成30年度より創設された交付金でございます。

続きまして、4款1項支払基金交付金につきましては、前年度比4.3%の増で、介護給付費及び介護予防事業費のいずれも27%を診療報酬支払基金から交付される40歳以上65歳未満の方である第2号被保険者の負担分として見込むものでございます。

次に、第5款県支出金、1項県負担金につきましては、前年度比3.7%の増で、介護給付費のうち居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%を県の法定負担分として見込むものでございます。

ページを返していただきまして、390ページ、391ページをお願いいたします。

上から2段目の欄でございます。2項県補助金につきましては、前年度比5.7%の増で、介護予防事業費の12.5%、包括的支援・任意事業費の19.25%を県の補助として見込むものでございます。

ページが一番下の欄でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、前年度比6.9%の増で、次のページに続きますが、保険給付費及び介護予防事業費の12.5%、包括的支援・任意事業費の19.25%を法に従い一般会計から繰り入れるほか、392、393ページをお願いいたします。こちら最上段でございますが、昨年10月から実施しております低所得者約2万3,000人の保険料軽減のための市負担分に係る繰入金のほか、職員の人件費及び一般事務費等に繰り入れるものでございます。

次に、2項基金繰入金につきましては、前年度比17.1%の増で、増の主な理由といたしましては、増加する保険給付費に対しまして、基金を取り崩し、財源として補填するものでございます。

歳入の主なものにつきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

396、397ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、前年度比14.1%の増でございます。主なものといたしましては、会計年度任用職員を含む介護保険課職員の人件費及び事務費等でございます。

ページを返していただきまして、398、399ページをお願いいたします。

3項介護認定費につきましては、前年度比19.3%の減で、要介護等認定のための認定調査、主治医意見書の取得及び認定審査委員会の運営に係る経費でございます。減の主な理由は、会計年度任用職員に係る報酬につきまして、先ほど御説明いたしました1項総務管理費に付け替えたことによるものでございます。

次に、2款保険給付費、1項介護給付費につきましては、前年度比3.8%の増で、居宅における要介護被保険者に対するサービス給付費でございます。

ページを返していただきまして、400、401ページをお願いいたします。

下段でございます2項予防給付費につきましては、前年度比11.1%の増で、居宅における要支援被保

険者に対するサービス給付費でございます。

ページを返していただきまして、402、403ページをお願いいたします。

最下段の4項高額介護給付費につきましては、前年度比16.5%の増で、介護保険サービスの利用時の自己負担額が収入に応じた上限額を超えた場合に給付するものでございます。

また、ページを返していただきまして、404、405ページをお願いいたします。

5項高額医療合算介護給付費につきましては、前年度比1.8%の増で、介護保険と医療保険のサービス利用時の自己負担の合算額が収入に応じた上限額を超えた場合に給付するものでございます。

次に、6項特定入所者介護給付費につきましては、前年度比2.2%の増で、短期入所を含む施設入所者に対する食費及び居住費の負担軽減のための給付費でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援事業費につきましては、前年度比11.1%の増で、主なものといたしましては、会計年度任用職員に係る人件費、要支援被保険者に対する訪問介護及び通所介護相当サービスのほか、ケアプラン作成に係る経費でございます。

ページを返していただきまして、406、407ページをお願いいたします。

下段の2項一般介護予防事業費につきましては、前年度比2.5%の減で、主なものといたしまして、元氣アップ・ステップ運動教室及びシルバーリハビリ体操教室等の介護予防事業に係る事務経費でございます。

ページを返していただきまして、408、409ページをお願いいたします。

2段目の3項包括的支援・任意事業費につきましては、前年度比2.4%の増で、1目包括的支援事業費として、地域包括支援センターの運営経費のほか、日常生活における生活支援サービスの担い手育成や認知症に対する早期の支援体制の構築を図るものでございます。

最下段の2目任意事業費としましては、現在、見守り安心システム、家族介護支援、介護給付費適正化等の事業に要する経費でございます。

歳出の主なものにつきましては以上でございますが、414ページから423ページにかけまして、給与費明細書となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第58号 令和2年度水戸市介護サービス事業会計予算について、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 議案書①の697ページをお開き願います。

市議会議案第58号 令和2年度水戸市介護サービス事業会計予算につきましては、第1条におきまして、歳入歳出の総額はそれぞれ4,630万円と定めております。前年度比17.5%の増でございます。

次ページの別表が歳入歳出予算でございます。

主な増額の理由といたしましては、介護予防サービスの利用者の増加によりまして、ケアプラン作成等に係る経費が増額となったものでございます。詳細につきましては、②予算に関する説明書の425ページ以降にございますので、後ほど御参照をお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第59号 令和2年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①の699ページをお開き願います。

市議会議案第59号 令和2年度水戸市後期高齢者医療会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を前年度比14.4%増の39億100万円としております。内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入について主なものを御説明いたします。

議案書②の438, 439ページをお開き願います。

1款1項後期高齢者医療保険料は、年金からの特別徴収、納付書等で納める普通徴収を合わせた保険料の収納額で、前年度比14.4%の増でございます。増額の主な要因といたしましては、被保険者数の増のほか、茨城県後期高齢者医療広域連合におきまして保険料の改定を決定したことなどによるものでございます。

3款1項一般会計繰入金は、前年度比15.0%の増でございます。後期高齢者医療に係る事務費繰入金及び低所得者に対する保険料の軽減分に対する一般会計からの繰入金でございます。増額の主な要因といたしましては、保険料の改定に伴いまして、低所得者の保険料軽減分を公費で支援いたします保険基盤安定繰入金が増になったことによるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

442, 443ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、前年度費4.4%の増となっております。内容は職員給与費及び事務費等でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比14.8%の増でございます。主な内容といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします保険料及び保険基盤安定納付金でございます。増額の主な要因といたしましては、保険料の改定に伴いまして、保険料納付金及び保険基盤安定納付金が増になったことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第60号 令和2年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 議案書①の701ページをお開き願います。

市議会議案第60号 令和2年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について御説明いたします。

本予算は中核市移行に伴い、茨城県から移譲される事務のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子父子寡婦福祉資金貸付事業を実施するに当たりまして、特別会計として新たに水戸市母子父子寡婦福祉資金会計を設置し、予算措置を講じるものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を1,400万円としております。内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の460, 461ページをお開き願います。

初めに、歳入の主な内容といたしましては、2款1項貸付金元利収入は、元金収入及び利子収入合わせて1,118万1,000円を、2項雑入は違約金として181万9,000円を計上しております。

続きまして、歳出の主な内容につきましては、462, 463ページをお開き願います。

1款1項母子父子寡婦福祉資金費は貸付金のほか、システム保守等の事務費を計上しております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第63号 水戸市学校施設整備基金条例について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、議案書⑨になります。1ページ目をお開き願います。

市議会議案第63号 水戸市学校施設整備基金条例について、学校施設課提出の参考資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、国の補助を受けて整備した建物等を、その耐用年数に応じて定められた処分制限期間が経過する前に処分する場合、原則として、当該建物等の整備に充てた補助金を国に返還し、担当大臣の承認を得なければならないものとされております。

ただし、国の補助金をを受けて整備いたしました学校施設を、処分制限期間が経過する前に有償で貸与等をする場合は、用途を学校施設の整備に限定した特別な基金を設置し、そこに積み立てることで、本来であれば国に返還すべき補助金を返還しなくてもよいものとされております。

つきましては、この制度を利用するため、当該基金の設置等に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

2の制定内容でございますが、基金の設置の趣旨、積立て、管理、処分等につきまして規定いたします。

3の施行期日につきましては、公布の日といたします。

次ページは参照条文となっております。後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について、執行部から順次、説明願います。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、議案書⑨の9ページをお開き願います。

市議会議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

内容につきましては、⑩の令和元年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

⑩の説明書の16ページ、17ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、社会福祉事業基金費につきましては、市の社会福祉事業に役立てていただきたいとの寄附があり、基金に積立てするため、増額補正をするものでございます。

寄附金の概要につきましては、福祉総務課提出の文教福祉委員会資料を御覧願います。

寄附金の内訳といたしましては、AT T A K A 障害者自立支援プロジェクト、水戸のラーメンまつり実行委員会実行委員長、遠藤泰生様から10万円の寄附を頂いたものでございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、3目高齢福祉費につきましては、(仮称)西部いきいき交流センター建設事業費の基本実施設計の委託契約額に合わせて減額補正するものでございます。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 18ページ、19ページをお開きください。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、4目放課後児童費につきましては、開放学級専用棟建設の事業費確定に伴いまして、財源補正を行うものでございます。

○櫻井生活福祉課長 続きまして、3項生活保護費、2目生活保護扶助費につきましては、生活保護費の増により、8,000万円の増額補正をするものでございます。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 続きまして、4項災害救助費、1目災害救助費でございますが、災害援護経費につきましては、昨年の台風19号等の被災者に対する災害援護資金貸付金が見込みよりも少なかったことから、減額補正をするものでございます。

○小林保健所準備課長 続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健所費につきましては、(仮称)水戸市保健所整備事業に係る工事費等の財源を補正するものでございます。

○和田学校施設課長 続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、今回提出しております市議会議案第63号 水戸市学校施設整備基金条例による学校施設整備基金として積み立てる額を増額補正するものでございます。

○鎮目学校管理課長 続きまして、4目奨学資金管理費につきましては、奨学金に対して5万円の寄附がございましたので、基金への積立金として、増額補正をするものでございます。

学校管理課提出の参考資料を御覧願います。

寄附につきましては、水戸ブロック明るい社会づくりの会会長、鯨岡武様から、経済的理由から就学が困難な生徒のために役立てていただきたいとの申出により、5万円を御寄附いただいたものでございます。

続きまして、5目交通遺児就学奨励資金管理費につきましては、交通遺児就学奨励基金に対して20万円の寄附がございましたので、基金への積立金として増額補正をするものでございます。

同じく学校管理課提出の参考資料を御覧願います。

寄附につきましては、水戸地方ハイヤー連盟会長、出野清秀様から、交通遺児のために役立てていただきたいとの申出により、20万円を御寄附いただいたものでございます。

○和田学校施設課長 続きまして、2項小学校費、3目小学校建設費につきましては、25ページ説明欄にございます1つ目の丸、小学校施設設備整備事業費については、国の令和元年度当初予算の追加内示に伴い、五軒小学校トイレ洋式化に係る工事費について、また、国の令和元年度補正予算を活用して、校内通信ネットワーク整備に係る委託費、工事費について、それぞれ増額補正を行うものでございます。

また、3つ目の丸、見川小学校校舎改築事業につきましては、事業費の確定に伴いまして、減額補正を行うものでございます。

4つ目の丸以降の上大野小学校、吉田小学校2期、酒門小学校1期の長寿命化改良事業につきましては、

国の令和元年度当初予算の追加内示に伴う増額補正を行うものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。

3項中学校費、3目中学校建設費につきましては、校内通信ネットワーク整備に係る委託費、工事費について、国の令和元年度補正予算を活用して整備を実施するため、増額補正を行うものでございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、4項幼稚園費、3目私立幼稚園費でございますが、私立幼稚園運営経費につきましては、施設型給付といたしまして、私立認定こども園等に対しまして、受け入れている児童により運営経費を支払っておりますが、1号認定の利用が見込みより減少したこと、そして2号認定の児童が見込みより増加したため、その運営費といたしまして増額補正を行うものでございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、30、31ページをお開きください。

継続費の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書について御説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、(仮称)西部いきいき交流センター基本実施設計事業につきましては、委託契約額に合わせ総事業費が減額となったことから、年割額もそれぞれ減額補正となったものでございます。

事業の進捗率は、令和元年度が25%、令和2年度が75%でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、36ページ、37ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、3目小学校建設費の見川小学校校舎改築事業につきましては、請負契約額の決定に伴いまして減額補正を行うものでございます。

また、上大野小学校長寿命化改良事業につきましては、国の当初予算の追加内示により、年割額の変更を行うものです。なお、総事業費の変更はございません。

続きまして、38ページ、39ページをお開きください。

同じく吉田小学校2期及び酒門小学校1期の長寿命化改良事業につきまして、当初、令和2年度からの継続事業を予定しておりましたが、国の令和元年度予算の追加内示により増額補正をするため、令和元年度から3か年の継続事業として、調書のとおり計上するものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、23日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 零時13分 散会